

令和 7年度 社会教育団体に対する助成 募集要項

1. 事業の趣旨

本事業は、長崎県内の主として離島地域（本土部のへき地1級地を含む）において、スポーツ・芸術・文化活動等を通して、児童・生徒の健全育成を図るとともに、地域活性化に繋がる活動を行う団体に対し助成金を給付する事業である。

2. 事業の内容

(1) 地域の社会教育団体等が主体となって行う教育活動に対する助成

主として離島地域（本土部のへき地1級地を含む）において、青少年の健全育成を目的として行われる文化芸術、スポーツ活動及び地域の文化・芸能を伝承する活動を行っている団体に対する助成

(2) 助成の対象となる団体

- ① 地域に住所を有する高校生以下の子どもで組織された団体（**中学校部活動地域移行に伴う受け皿となっている地域クラブを含む**）であること
- ② 団体の登録人数が原則5名以上であること（要「メンバー表」提出）
- ③ 原則として年間を通じて活動していること（要「年間活動計画」提出）
- ④ 団体の経費が主に会費により運営されていること
- ⑤ 団体名義の口座を持っていること

3. 助成金

(1) 一団体5万円とする。**但し、中学生、高校生が在籍する団体（中学校部活動地域移行に伴う受け皿となっている地域クラブを含む）は10万円とする。**（助成C）

(2) 助成Cの対象団体のうち、九州大会、全国大会に団体で出場する場合、九州大会については10万円、全国大会については20万円を限度として助成する。

また、九州大会、全国大会に個人競技で出場する場合、九州大会については3万円、全国大会については5万円を限度して助成する。ただし、選抜チームで出場する場合を除く。

なお、沖縄県での大会は全国大会に準ずるものとする。（助成D）

4. 助成期間

原則として単年度とする。ただし、活動の内容により継続も可能である。

5. 募集方法

本財団や関係機関ホームページに募集要項を掲載し、広く募集を行う。また、長崎県教育委員会、各市町教育委員会に募集要項等の関係書類を送付し周知を図る。

6. 応募方法

(1) 助成を希望する団体は、責任者を通して応募するものとする。応募書類の提出は、助成Cに

については各市町教育委員会を通して長崎県教育委員会に提出し、助成Dは各市町教育委員会を通して、本財団に提出するものとする。

(2) 申請に当たって提出する書類

- 助成C ①申請書C ②年間活動計画表 ③メンバー表 ④収支予算書 ⑤助成金振込依頼書
助成D ①申請書D ②メンバー表 ③収支予算書
④大会会場、日程、参加費等が掲載された要項(写)

7. 選考基準

- (1) 活動の公益性
(2) 児童生徒の参加状況
(3) 地域における評価
(4) 経費状況 等

8. 選考方法

本財団の選考委員会で助成先の決定を行い、助成対象の団体名を公表する。

9. 応募の締め切り及び決定

- (1) 助成Cについては、応募書類を5月16日(金)までに長崎県教育委員会に提出する。
本財団は6月中旬までに助成団体を決定し、速やかに届け済みの団体名の口座に助成金を振り込む。
- (2) 助成Dについては、参加が決定し次第応募書類を市町教育委員会を通して本財団に提出する。
本財団は申請があり次第、速やかに届け済みの団体名口座に助成金を振り込む。

10. 報告書等の提出

助成を受けた団体は、所定の収支決算書(見込み)及び事業報告書を2月末日までに直接本財団に送付する。ただし、助成Dについては、終了次第、速やかに本財団に提出する。

11. 活動計画の変更について

- (1) 団体の解散や、活動の停止等申請内容と相違が生じた場合、その旨を速やかに本財団に連絡して承認を受けること。
(2) 上記の変更があった場合、助成金の全部または一部は返還してもらうことがある。

12. 助成金給付の取り消し

万一、下記の事項に該当した場合は、助成金の全部または一部取り消しをおこない、指定の期日までに返還を求める。

- (1) 申請内容に不正があったと当財団が認めた場合
(2) 承認を受けず活動計画の全部または一部を変更したと当財団が認めた場合
(3) 助成金の使途変更に必要な理由がないと当財団が認めた場合